

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第63号

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則（平成25年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第19条」に改める。

第40条中「第14条」を「第16条」に改める。

第64条中「第15条」を「第17条」に改める。

第84条中「第16条」を「第18条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。